

## 船舶事故調査報告書

平成26年10月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成24年8月18日（土） 15時40分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市沙美海水浴場 倉敷市所在の沙美漁港防波堤灯台から真方位263°380m付近 （概位 北緯34°30.1′ 東経133°38.1′）
事故調査の経過	平成24年9月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ <sup>アウト フェース</sup> OUT FACE、0.1トン 271—37194岡山、個人所有 1.97m (Lr) × 0.62m × 0.20m、FRP ガソリン機関、58.9kW、平成20年8月
乗組員等に関する情報	操縦者 女性 23歳 操縦免許 なし 遊泳者A 男性 年齢不詳
死傷者等	軽傷 1人（遊泳者A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、沙美海水浴場のさめ防御網至近の波打ち際を発し、通常、立った姿勢で操縦するところ、操縦者が両膝を突いた姿勢で沖に向かって遊走を始めた。</p> <p>沙美海水浴場は、南方に開いた東西約900mの砂浜であり、砂浜の南方沖及び東側には、遊泳区域と遊走区域を区分するさめ防御網が遊泳区域を囲むように設置されており、さめ防御網は約5～6mの間隔を開けて内側と外側に配置された2本のロープの間に網が張られ、ロープは、一定の間隔で取り付けられた浮きにより、海上に浮く構造となっていた。</p> <p>本船は、東側のさめ防御網に沿って南進中、20～30m程度直進した頃、操縦者が身体のバランスを崩して右転を始め、さめ防御網を越えて遊泳区域に進入し、操縦者が遊泳者Aの姿を認めた直後、平成24年8月18日15時40分ごろ西方を向いて遊泳者Aに接触した。</p> <p>本船は、本事故発生直後に操縦者が落水し、緊急エンジン停止スイ</p>

	<p>ツチにより、機関が自動停止した。</p> <p>遊泳者Aは、遊泳者Bと一緒に遊泳中、本船と接触し、15時50分ごろ遊泳者Bが消防署に事故の通報を行い、倉敷市内の病院に搬送され、頭部打撲等を負った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約128cm(水島)</p>
その他の事項	<p>船舶所有者と操縦者は、同じグループであり、バーベキュー等を楽しんでいたが、互いに面識がなかった。</p> <p>船舶所有者は、操縦者から本船を使用したいとの申出を受けた際、操縦者が免許を受有していないかも知れないとの思いがあったが、グループのメンバーがいる状況であり、申出を断りにくい雰囲気があったため、免許の有無を確認することなく、本船の使用を許可した。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、沙美海水浴場において、波打ち際を発生して沖に向けて遊走中、操縦者が体勢を崩して右転を始めたことから、さめ防御網を越えて遊泳区域に入り、遊泳者Aと接触し、遊泳者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、操縦免許証を受有しておらず、小型船舶操縦者として本船に乗船してはならなかった。</p> <p>船舶所有者は、有効な操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を本船に乗船させなければならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、沙美海水浴場において、波打ち際を発生して沖に向けて遊走中、操縦者が体勢を崩して右転を始めたため、さめ防御網を越えて遊泳区域に入り、遊泳者Aと接触し、遊泳者Aが負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶所有者は、水上オートバイの使用を求められた場合、資格の有無を確認すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

